

加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 滝野地域の関係者と教育委員会が連携して、地域の実態に即した小中一貫校の建設地について再度協議を行うため、加東市滝野地域小中一貫校建設地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 小中一貫校の建設地に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 平成27年度の加東市滝野地域小中一貫教育推進協議会委員
- (2) 地域団体の代表者
- (3) こども園及び保育園の保護者会、小学校及び中学校のPTAの代表者
- (4) 小学校及び中学校の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、小中一貫校の建設地の検討結果を教育長に報告する日までとする。ただし、任期の途中の交代も可とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議の委員の代理出席は、認めないものとする。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部小中一貫教育推進室において処理

する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、小中一貫校の建設地に関する検討結果を、教育長に報告する日にその効力を失う。